二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に関する審査基準 (令和元年12月14日)

- 1 申請書について、次の事項に適合すること。
- (1) 3部(正本、副本、写し) そろっていること。
- (2) 申請年月日及び記載事項の記入もれはないこと。
- (3) 法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。
- (4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。
- 2 二以上の事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令 第35号。以下「施行規則」という。)第8条の38の2で定める基準に適合するもの であること。
- 3 収集、運搬又は処分を行う者が、施行規則第8条の38の3で定める基準に適合する こと。ただし、施行規則第8条の38の3第5号の収集、運搬又は処分を行う者の知識 及び技能に関する基準及び第9号の収集、運搬又は処分の用に供する施設については、 以下のとおりとする。
- (1) 収集、運搬又は処分の用に供する施設に係る基準
 - ア 収集、運搬を行う場合

施行規則第8条の38の3第9号イで定める基準のほか、以下の基準に適合すること。

- (ア)事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)を継続的に使用する 権原を有すること。
- (イ) 家畜の死体の収集又は運搬を行う場合には、当該産業廃棄物の腐敗の進行を防止する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- (ウ) 感染性産業廃棄物の収集、運搬を行う場合には、運搬容器に感染性廃棄物である旨の事項が表示されていること。
- (エ) 積替施設又は保管施設を有する場合
 - a 産業廃棄物を取り扱う場合

産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。

b 特別管理産業廃棄物を取り扱う場合

特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他のものが混入するおそれのないように仕切り等が設けられていること。

イ 処分を行う場合

施行規則第8条の38の3第9号ロで定める基準に適合していること。

- (2) 収集、運搬又は処分を行う者の能力に係る基準
 - ア次のいずれかに該当すること。
 - (ア)以下の(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(東京都千代田区二番町3番地)が実施する産業廃棄物の収集運搬又は処分に関する講習を修了していること。
 - a 受講対象者
 - (a) 収集、運搬又は処分を行う者が法人である場合には、その代表者若しくは その業務を行う役員(監査役を除く。)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法 律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第6条の1 0に規定する使用人(一体的処理を行おうとする区域における収集、運搬又は 処分の業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。)
 - (b) 収集、運搬又は処分を行う者が個人である場合には、当該者
 - b 取り扱う産業廃棄物と講習の種類

取り扱う廃棄物	収集、運搬を行う場合	処分を行う場合
産業廃棄物	収集、運搬に係る講習	処分に係る講習
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物の	特別管理産業廃棄物の
	収集、運搬に係る講習	処分に係る講習

ただし、収集運搬及び処分を行う場合には収集運搬に係る講習及び処分に係る 講習を修了していること。

c 申請の種類と講習の種類

申請の種類	新たに認定を受ける者	既に認定を受けている者
認定申請	新規許可講習	
認定変更申請	新規許可講習	新規許可講習又は更新許
		可講習

ただし、申請の日から起算して5年前の日までの間に講習を修了していること。

(イ) 現に有効な以下の産業廃棄物処理業の許可を有していること。

取り扱う廃棄物	収集、運搬を行う場合	処分を行う場合
産業廃棄物	産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物収集	特別管理産業廃棄物処分業
	運搬業	

- イ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を行う場合には、その業務に直接従事する者が(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了した者であること。
- ウ 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、中間処理又は埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理 産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。
- 4 海洋投入処分を行うことは、原則として認められないこと。

- 5 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」 という。)第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 6 施行規則第8条の38の3第7号で定める法第14条第5項第2号イによる第7条第 5項第4号チに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると 認めるに足りる相当の理由がある者」(おそれ条項)の適用については、以下のいずれ かに該当する場合であること。
- (1) 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合
- (2) 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、施行令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合等)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
- (3) 前号に掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
- (4) 廃棄物処理施設の拡張のために森林法(昭和26年法律第249号)に違反して許可を受けずに森林の伐採等の開発行為を行い、若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)や農地法(昭和27年法律第229号)に違反して開発許可や農地の転用の許可を受けずに廃棄物処理施設を設置するなど、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的ある いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (7) 愛知県暴力団排除条例(平成22年愛知県条例第34号)第26条第1項の規定により氏名又は名称及び住所等を公表され、その公表の日から1年を経過しない者
- (8) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な収集、運搬又は処分の遂行を期待し えないと認められる場合

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の経理的基礎に関する審査基準 (令和元年12月14日)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の3803第6号に定める、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は次のとおりとする。

- 第1 収集、運搬を行う者(積替保管を含まない場合に限る。)の場合
- 1 営業実績が3年以上ある法人の場合
- (1) 次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 直前3年の各事業年度における経常利益金額等(損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。)の平均額が0以上である。
 - イ 直前事業年度における経常利益金額等が0以上である。
 - ウ 直前事業年度において債務超過でない。
- (2) 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書(今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士または公認会計士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。) を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。
 - ア 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額及び直前事業年度における 経常利益金額等が0未満であり、かつ、直前事業年度における自己資本比率が0以上 10パーセント未満である。
 - イ 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0未満、かつ、直前事業年度における経常利益金額等が0以上であり、かつ、直前事業年度において債務超過である。
 - ウ 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0以上、かつ、直前事業年度における経常利益金額等が0未満であり、かつ、直前事業年度において債務超過である場合で、次のいずれかに該当する。
 - (ア) 経常利益金額等が、直前々事業年度(直前事業年度の1年度前の事業年度をいう。以下同じ。)において0以上、かつ、直前事業年度において0未満である場合で、経常利益金額等の伸率((直前事業年度における経常利益等金額-直前々事業年度における経常利益金額等)/直前々事業年度における経常利益金額等)がマイナス200パーセント未満である。
 - (イ) 経常利益金額等が、直前々事業年度、直前事業年度においてともに0未満の場合で、経常利益金額等の伸率(直前事業年度における経常利益金額等-直前々事業年度における経常利益金額等)/直前々事業年度における経常利益金額等)が100パーセントを超えている。
 - (ウ) 直前事業年度における自己資本比率がマイナス30パーセント未満である。

- (エ) 直前事業年度における流動比率(流動資産/流動負債)が50パーセント未満である。
- エ 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額及び直前事業年度における 経常利益金額等が0以上であり、かつ、直前事業年度において債務超過である場合 で、前号のウ又はエのいずれかに該当する。
- オ 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額及び直前事業年度における 経常利益金額等が0未満であり、かつ、直前事業年度における自己資本比率が10 パーセント以上の場合で、第三号のア又はイのいずれかに該当する。
- 2 営業実績が3年以上ある個人の場合
 - (1) 次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 直前事業年度において資産の額が負債の額以上である。
 - イ 直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。
 - (2) 前項に該当する者は、直前事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前3年において所得税を納付している年がある場合、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。
- 3 営業実績が3年未満の法人及び3年未満の個人の場合 収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に 乗ることが証明できること。
- 第2 収集、運搬を行う者(積替保管を含む場合に限る。) 又は処分を行う者の場合
- 1 営業実績が3年以上ある法人の場合
 - (1) 次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0以上である。
 - イ 直前事業年度における経常利益金額等が0以上である。
 - ウ 直前事業年度において債務超過でない。
 - (2) 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営 診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる こと。
 - ア 直前事業年度において債務超過である。
 - イ 次の(ア)又は(イ)に該当し、かつ、直前事業年度における自己資本比率が0 以上10パーセント未満である。
 - (ア) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0未満である。
 - (イ) 直前事業年度における経常利益金額等が0未満である。
 - ウ 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額及び直前事業年度における経常利益金額等が0未満であり、かつ、直前事業年度における自己資本比率が10パーセント以上である場合で、次の(ア)又は(イ)に該当する。
 - (ア) 経常利益金額等が、直前々事業年度において0以上、かつ、直前事業年度に

おいて 0 未満である場合で、経常利益金額等の伸率 ((直前事業年度における経常利益等金額-直前々事業年度における経常利益金額等)/直前々事業年度における経常利益金額等)がマイナス 2 0 0 パーセント未満である。

- (イ) 経常利益金額等が、直前々事業年度、直前事業年度においてともに0未満の場合で、経常利益金額等の伸率((直前事業年度における経常利益金額等-直前々事業年度における経常利益金額等)/直前々事業年度における経常利益金額等)が100パーセントを超えている。
- 2 営業実績が3年以上ある個人の場合
 - (1) 次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 直前事業年度において資産の額が負債の額以上である。
 - イ 直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。
 - (2) 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営 診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる こと。
 - ア 直前事業年度において資産の額が負債の額以上であり、かつ、直前3年において 所得税を納付していない年がある。
 - イ 直前事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前3年において 所得税を納付している年がある。
- 3 営業実績が3年未満の法人及び3年未満の個人の場合

収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に 乗ることが証明できること。